

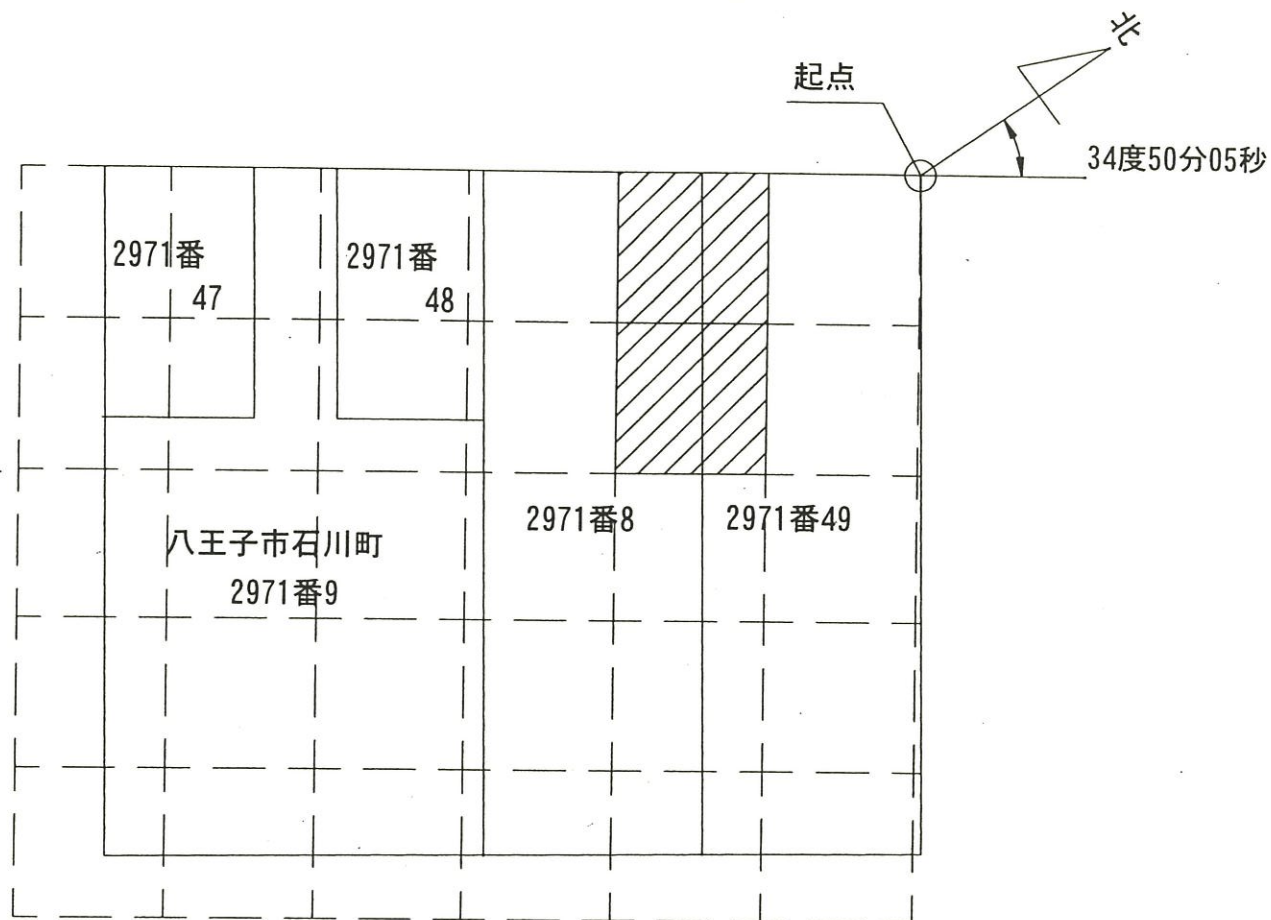
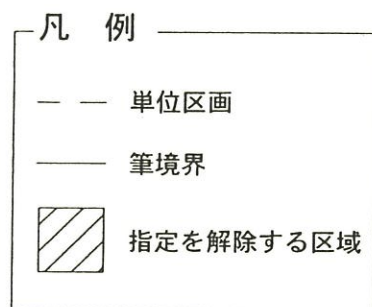
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、平成25年八王子市告示第208号により指定した区域の全部の指定を解除するもので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

八王子市長 石森 孝志

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり
(八王子市石川町 2 9 7 1 番 8 の一部及び同町 2 9 7 1 番 4 9 の一部)
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

環境部環境保全課

別 図



起 点

起点は、八王子市石川町2971番49の最北端とする。

格子の回転角度 (34度50分05秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。